

相模原市次期総合計画策定支援業務委託 仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、相模原市（以下、「発注者」という。）が実施する「相模原市次期総合計画策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、相模原市次期総合計画の策定に向け、必要な調査・分析を行うことを目的とする。

第3条 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

ただし、業務の内容ごとに成果品の提出を行うものとする。

第4条 受託事業者の責務

- （1）受託事業者（以下、「受注者」という。）は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の目的等を十分に理解し、業務を実施するものとする。また、本仕様書や、相模原市次期総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領のほか、関係法令及び適用基準等を遵守する。
- （2）本業務に関連し発注者が進捗などの調査又は報告を求めた場合、速やかにこれに対応すること。
- （3）本業務の全てを再委託してはならない。また、一部を再委託する場合は、予め発注者の承認を得ること。
- （4）本業務上知り得た情報は、漏らしてはならない。

第5条 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。以下の業務内容以外に、必要な調査事項及びその手法、検討すべき内容等があれば、技術提案として提案しても構わない。提案内容の実施に係る費用については見積書の金額に含めること。

（1）基礎調査（成果品の提出：令和8年3月まで）

ア 社会経済動向の分析

人口動態をはじめ、本市を取り巻く全国的な社会経済環境の動向と今後の見通しを検討・整理すること。

イ 現総合計画の現状と課題の整理

現行計画である「未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～」における施策分野別の現状と課題を踏まえ、全国的な傾向と比較を行うなど、今後対応すべき課題を整理・分析すること。

ウ ア及びイを踏まえ、次期総合計画の策定に当たり対応すべき課題を整理・分析すること。

（2）基礎フレーム調査（成果品の提出：令和8年3月まで）

ア 基礎フレームの推計

市が実施する人口推計を基に、概ね10年の産業フレーム、土地利用フレームの将来推計を行うこと。また、各フレームの推計に当たり収集・分析された事項から市財政への影響を与える事項を定性的に考察すること。なお、財政フレームは市が作成する。

イ 課題の分析

アを踏まえ、推計から分かる課題を整理し、今後対応すべき課題を整理すること。

※調査区域は市全体、各区、旧4町地域とし、世帯数については、まちづくり区域（2

2 地区) 別のものを合わせて作成する。

(3) 自治体における総合計画の情報収集・分析 (成果品の提出: 令和 7 年 10 月まで)

ア 総合計画の情報収集

他の指定都市及び他自治体の総合計画について、以下の情報収集・分析を行うこと。

- ・策定方針
- ・計画の構成・計画期間
- ・掲載内容の構成
- ・計画策定の検討体制・市民参加の取組内容
- ・その他、上記以外の提案

(4) その他の提案

(1) ～ (3) 以外で技術提案がある場合は、その他の提案であることがわかるように提案すること。

第 6 条 打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は、発注者と綿密な連携を図り、適宜業務内容について打合せ (オンラインでも可) を行うものとする。

なお、打合せは、5 回程度とし、必要に応じて追加する。

第 7 条 成果品の提出先

成果品の提出先は、相模原市市長公室政策部政策課とする。

第 8 条 納品

(1) 成果物は、紙ベースの報告書各 5 部及び電子データで納品すること。

(2) 第 5 条に掲げる業務について、(1)、(2) は令和 8 年 3 月までとし、(3) は令和 7 年 10 月までにそれぞれ納品すること。

(3) 業務が完了した際は、契約期間内に、発注者の検収を受けること。

(4) 受注者から引渡しを受けた成果品に係る著作権 (著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。) は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。

(5) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作物 (以下「既存著作物等」という。) が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

第 9 条 補則

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

以上